

豊橋市こどもの権利条例検討委員会傍聴要領

（趣旨）

第1条 この要領は、豊橋市こどもの権利条例検討委員会設置要綱第8条の規定に基づき、豊橋市こどもの権利条例検討委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第2条 委員会を傍聴しようとする者は、当該委員会の開催予定時刻までに傍聴受付でその旨申し出なければならない。また、傍聴受付は先着順によるものとし、満席に達したときは、入場を制限する。

2 前項の傍聴手続は、委員会の開催予定の公表に併せ、あらかじめ公表するものとする。

（傍聴席に入ることができない者）

第3条 委員会を妨害し、又は他の傍聴人に迷惑を及ぼすと認められる者は、傍聴席に入ることができない。

（傍聴人の遵守事項）

第4条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章等をする等の示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は委員会の妨害となるような行為をしないこと。

（写真撮影等の制限）

第6条 傍聴人は、委員長の許可なく写真撮影、録画及び録音並びに情報通信機器等による委員会中の情報発信を行ってはならない。ただし、委員長の許可を得た場合はこの限りではない。

（傍聴人の退場）

第7条 傍聴人がこの要領に違反するときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

（委任）

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。